

食品事業における有害生物の 駆除

ネズミ類、ゴキブリなどの一般的な有害生物は、細菌やウイルスを保有していることがあり、食品や食品の接触面を汚染する可能性があります。有害生物の目撃および有害生物に起因する食品汚染に対しては、お客様から多くの苦情が寄せられています。

一般的な有害生物

食品施設に存在する可能性のある有害生物には、以下のものがあります。

- げっ歯類 (例 ネズミ類)
- 昆虫 (例 ゴキブリ、ハエ、アリ)
- 鳥 (例 鳩)。

有害生物はどこに隠れているか?

有害生物は通常、隠れる場所、水、食料がある食品施設に引き寄せられます。

有害生物は、夜間に最も活発に活動し、以下のような暗い場所に潜んでいます。

- 電気器具、暖房器具、調理器具の下および後ろ
- 洗浄設備および手洗い設備の下
- 箱、梱包、食品保存容器の下および中
- 壁のくぼみの内側
- ひびや割れ目の中
- 機器の背後

使用されていない機器または「廃棄された」機器の中

法的要件

食品基準規約 (Food Standards Code) では、食品事業者に対して、以下のためにすべての実行可能な措置をとることを求めています。

- 有害生物が食品施設内に入るのを阻止する
- 食品施設内にある病害生物の隠れ場所を根絶し、予防する

有害生物の侵入を阻止するために実行可能な措置としては、以下のものがあります。

- 壁や天井にある全ての穴、隙間、割れ目を塞ぐ
- 窓やドアの開口部に防虫ネットを設置し、これを維持する
- 使用していないときにはドアを閉めておく
- ドアの基部に、隙間塞ぎを設置する

有害生物の隠れ場所を根絶し、予防するための実行可能な措置としては、以下のものがあります。

- 有害生物がいる形跡を定期的に確認する
- 食品設備と器具を清潔な状態に保つ (清掃予定表があると便利です)
- 食品を密封された容器の中に入れておく
- 食品、器具、食品容器を床より高い場所で保管する
- ごみの保管場所を清潔できれいな状態に保つ
- ごみを定期的に取り除き、外側エリア (ゴミ箱の外のエリア) が清潔で、きちんと手入れされていることを確認する
- 使用していない機器や備品を施設から撤去する
- 適切な有害生物駆除プログラムを実施する (認可を受けた有害生物駆除業者のサービスが必要な場合あり)

認可を受けた有害生物駆除業者を使用する

認可を受けた有害生物駆除業者を使用することは法律上の義務ではありません。

ませんが、事業者が有害生物の隠れ場所を根絶し、予防するためのあらゆる実行可能な措置を取ったことを実証するのに役立ちます。法律の順守を実証し、達成するためには、上に列記されている手順も使用しなければなりません。

認可を受けた有害生物駆除業者は、以下を交付しなければなりません。

- 処置を施す対象の有害生物および場所ならびに必要なとされる処置の頻度について概要を記した契約書
- 有害生物の活動および使用した化学物質など、各処置の報告書
- 捕獲用の餌を設置した場所を全て記した地図
- 使用した化学物質に関する情報。

一般に、認可を受けた有害生物駆除業者は、有害生物に関する問題を予防するために食品事業者が取ることができる措置についての勧告を書面で交付します。食品事業者はこれらの勧告を理解することが重要です。

有害生物駆除の処置を自分で行う場合には、使用する化学物質や餌が食品設備内で使用するのに適しており、承認されていることを確認し、食品または食品の接触面を汚染しないようにしてください。

検査後にはどのようなことが行われるのか？

NSW 食品局 (NSW Food Authority)

または地元の自治体の認定担当官が、是正する必要がある有害生物駆除関連の問題を見つけた場合には、様々なコンプライアンス措置が開始され

NSW 食品局について：NSW 食品局は、NSW の食品の安全性および表示の適正の確保を支援する政府機関です。NSW 食品局は、食品の安全な生産、保存、輸送、広告および調理についての情報を提供し、これらを規制することによって食中毒を最小限に抑えるために、消費者、業界および他の政府機関と協力しています。

注意：本情報は一般的な概要であり、あらゆる状況を網羅するものではありません。食品事業者は、食品基準規約および食品法 2003 (NSW) のあらゆる規定を順守することが求められています。

ます。

コンプライアンス措置についてさらに詳しい情報を知りたい方は、
[www.foodauthority.nsw.gov.au/ Documents/industry_pdf/compliance_enforcement_policy.pdf](http://www.foodauthority.nsw.gov.au/Documents/industry_pdf/compliance_enforcement_policy.pdf)

の NSW 食品局コンプライアンス・法執行指針 (NSW Food Authority Compliance and Enforcement Policy) をご覧ください。

さらに詳しい情報

本情報は一般的な概要であり、あらゆる状況を網羅するものではありません。食品事業者は、食品基準規約および食品法 2003 (Food Act 2003) (NSW) のあらゆる規定を順守することが求められています。

- 食品局のホームページ
www.foodauthority.nsw.gov.au
- E メールによるヘルプライン
food.contact@dpi.nsw.gov.au
- 電話によるヘルプライン
1300 552 406